

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 石狩市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
8,830	6,059	692	15,581

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	28,797	28,516	281	281	0	35,098	
土地会計	4	4	0	0	0	38	
一般会計等	28,801	28,520	281	281		35,136	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,334	1,335	1	967	459	6,116	1,309	法適用
個別排水処理施設整備事業特別会計	26	25	1	1	19	197	105	法非適用
下水道事業特別会計	2,106	2,068	38	38	771	12,419	9,761	法非適用
特定環境保全公共下水道事業特別会計	121	121	0	0	49	1,332	599	法非適用
簡易水道事業特別会計	278	277	1	1	90	1,710	863	法非適用
国民健康保健事業特別会計	7,108	8,367	1,259	1,259	703	0	0	
国民健康保健診療所特別会計	144	147	3	3	18	12	12	
老人保健特別会計	6,336	6,309	27	27	558	0	0	
介護保険特別会計	3,445	3,309	136	136	501	0	0	
介護サービス事業特別会計	89	87	2	2	75	350	350	
公営企業会計等 計				90		22,136	12,999	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
石狩西部広域水道企業団	0	0	0	323	0	10,826	0	法適用
石狩湾新港管理組合(一般会計)	2,967	2,885	82	82	0	13,056	2,176	
石狩湾新港管理組合(港湾整備事業)	3,303	3,303	0	531	632	15,150	1,203	
石狩北部地区消防事務組合	1,674	1,648	26	26	0	538	89	
札幌広域圏組合	78	63	15	15	0	0	0	
石狩教育研修センター組合	33	31	2	2	0	0	0	
一部事務組合等 計				979		39,570	3,468	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
石狩市土地開発公社	2	1,094	10	0	6,084	6,084	0	5,769	
石狩市公務サービス	12	60	20	0	0	0	0	0	
石狩市体育協会	0	44	30	47	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			60	47	6,084	6,084	0	5,769	0

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金(a)	0	0	0
減債基金(b)	0	0	0
その他充当可能基金(c)	220	312	92
充当可能基金 計(d)	220	312	92

(単位:百万円)

その他基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
備荒資金(超過分)(e)	236	238	2
合併特例債により達成された基金(f) (該当する市町村のみ記載)	820	822	2
その他(「-」以外いずれにも当てはまらない基金)(g)			0
合計(d+e+f+g)	1,056	1,060	4

- (注) 1. 「充当可能基金」とは「将来負担比率」の算定において、一般会計等が今後負担すべき地方債の償還などへ充てることができる基金の額をいう。
 2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.71	1.80	1.09	12.74	20.00	水道事業会計		75.5	
連結実質赤字比率		1.22		17.74	40.00	個別排水処理施設整備事業特別会計		20.5	
実質公債費比率	20.4	14.2	6.2	25.0	35.0	下水道事業特別会計		3.4	
将来負担比率		174.0		350.0		特定環境保全公共下水道事業特別会計		0.0	
財政力指数	0.55	0.55	0.0			簡易水道事業特別会計		1.0	
経常収支比率	92.8	91.6	1.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律20%である(公営競技は0%)。